

## 信託銀行に係る投資一任業務の解禁について

1. 効率的な資産運用を可能にするとの観点から、平成 12 年 3 月、信託銀行が資産管理業務を特定の資産管理専門信託銀行へ再信託し、一元的な資産管理を行うこと（マスタートラスト）が可能とされた。（再信託方式による「資産運用」と「資産管理」の分離）
2. 一方、再信託によらないマスタートラストを行うためには、信託銀行が投資一任業務を行えることが必要であるが、現行の投資顧問業法では、信託銀行は投資一任業務は営めない状況にある。
3. 上記を踏まえ、本年 3 月に改定された規制改革推進 3 ヶ年計画においては、信託銀行が「資産運用」と「資産管理」が分離された形態においても資産運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任業務を解禁することとされている。
4. 具体的には、今後、以下の方向で投資顧問業法の立案を進め、所要の規定の整備を行う。

信託銀行が投資一任業務を営めることとする。

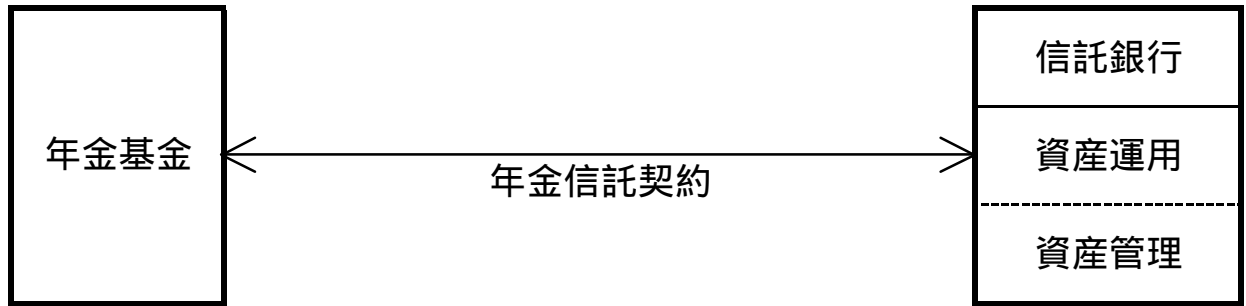
投資顧問業者としての登録、認可投資顧問業者としての認可を得た上で業務を行うこととする。

信託銀行が現に営むその他の業務に支障が出ないように、金銭の預託受入れ禁止等、一部の行為規制について所要の措置を講じる。

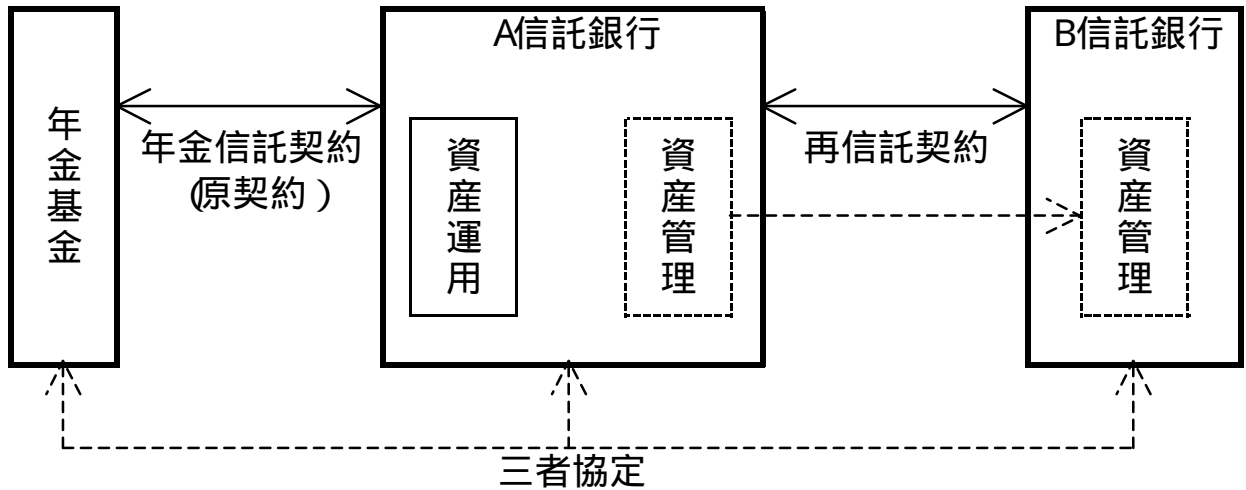
解禁に当たっては、信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る顧客の利益を図るため、投資一任契約に係る顧客の利益を害する行為を禁止する等、所要の弊害防止措置を講じる。

# マスタートラストを利用した年金運用スキーム

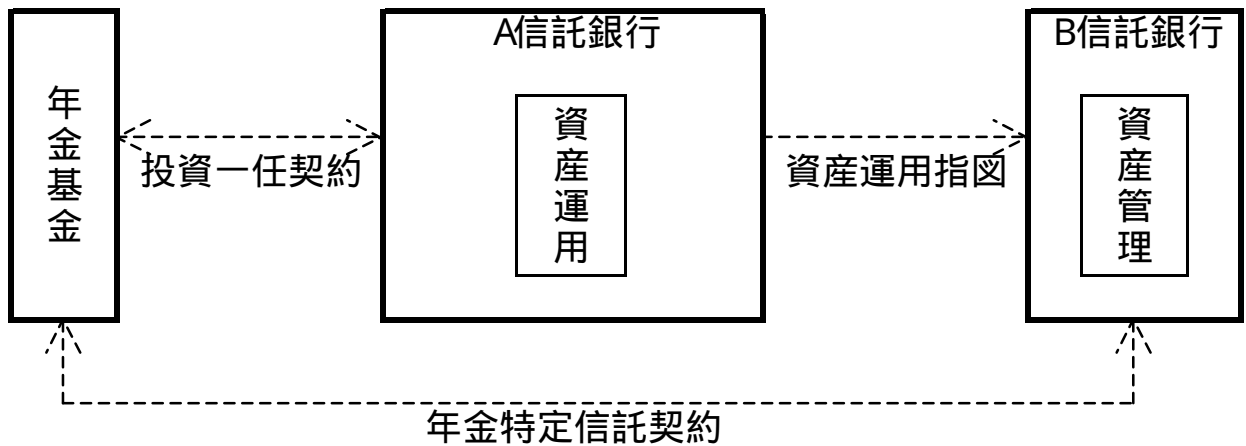
## 1. 現行の年金信託



## 2. 再信託方式によるマスタートラスト(現行)



## 3. 投資一任方式によるマスタートラスト



# 規制改革推進3か年計画（改定）（抄）

（平成14年3月29日 閣議決定）

## 4 分野別措置事項

### 2. 金融関係

#### （3）個別事項

##### ア 銀行

事項名	措置内容
信託銀行への投資一任業務の解禁	平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。

## 参照条文

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（抄）

（投資判断の一任等の禁止）

第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値等の分析に基づき投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資（以下この条において「投資判断の一任による投資」という。）を行うことを営業としてはならない。ただし、外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資判断の一任による投資を行う業務を営む法人が、投資判断の一任による投資を行うことを営業（認可投資顧問業者）第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者をいう。以下同じ。）（その他政令で定める者のみを相手方として行つものに限る。）とする場合は、この限りでない。

（証券取引行為の禁止）

第十八条 投資顧問業者は、その行つ投資顧問業に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止）

第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行つ投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

（金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止）

第二十条 投資顧問業者は、その行つ投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

（兼業の制限等）

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業のほか、他の業務を営むことができる。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない（以下略）

附則

第二条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間（次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）、第四条の規定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなして、当該信託業

務を営む銀行に対しては第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条（第一項第二号を除く。）、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第四十二条第一項の規定に係る罰則を含む。）を、当該委託会社に対しては第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十一条まで、第二十四条から第二十七条まで、第二十八条第一項（第二号を除く。）並びに第四十二条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた信託業務を営む銀行又は委託会社を第二十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第二十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。